

環境アセスメントはどうあるべきか

富樫幸一

リニア中央新幹線や沖縄の辺野古、東京の神宮外苑など、開発と環境をめぐる問題が続いており、本誌でも取り上げられてきた。

四日市公害訴訟判決で、自治体の立地上の過失が指摘されたように、環境への配慮が事前に行なわれておれば、深刻な被害は起こらなかったはずである。三島・沼津・清水の市民運動では、四日市の反省に立ってコンビナートの計画が阻止され、科学的な調査によって公害を事前に防ぐことができた。

しかし、環境アセスメントの法整備は、通産省や産業界の強い抵抗があって日本では遅れた（小島）。早い時期のものとしては、第二次全総の大規模工業開発が頓挫して、市民や行政、裁判所、企業の関与で事業が見直されてきた苦小牧東部のケースがある（小田）。

環境アセスのテキストでうまくいったケースとして紹介されている、一般廃棄物の処分場計画から、渡り鳥の干潟を守った名古屋市藤前だが、この特集では自治体や環境庁、市民運動の視点から見直されている（亀井）。

「環境アセスメント」というと、多岐にわたる膨大な調査報告は、われわれ研究者にとっても自分の専門領域に近い狭い範囲でしか、理解してコメントを出すのが難しい（いくつかの事例は中川）。また、普通の市民にとっても、なかなか手にして近づきたいものである。大きな問題が続いて、対立や紛争となっているのは、事業計画を行政や企業、両者の連携がさきに決めてしまい、アセスは行われるものの、コンサルタントの調査結果でも影響を過小に評価し、あるいは代替手段

も不適切なケースで、いわゆる「アセスメント」になってしまう（夏原、桜井）。

こうした調査報告の作成において、行政職員やコンサルタントの社会的な責任は重要である。審査会に諮る場合でも、推進に同意する側の研究者だけでは批判的なチェックができない。公共事業の場合なら、首長や行政の担当部署、議会での審議、公聴会、さらには住民投票も重要な手段である。市民や科学者の対抗的な運動や訴訟にまで持ち込まれる。ここでも裁判所は、原告の訴訟の一部を除けば、国や企業の側に立った判決となっていることが多い。

藤前のケースでは減量やリサイクルという廃棄物処理の計画まで遡って見直された。開発をめぐる適切な代替案の検討を先行させないと、無理な事業計画をゴリ押しすることになりかねない。これは「戦略的環境アセスメント」と呼ばれる。国連のSDGsのように、本来の社会の有り方そのものの原理をまず先行させることが求められている。環境への影響評価だけではなく、事業性や経済性の分析も行なうことによって事業の見直しや中止の選択肢を置いておくことが必要とされるだろう。

情報の公開、調査の計画と結果の提示、科学者や市民を交えた公開された場での議論の積み重ねといったデュー・プロセスを保障する法・条例と運用が必要とされることと、それが出来ていない紛争のケースへの批判の両面からこれからの可能性を探りたい。

（とがし・こういち：岐阜大学名誉教授、
経済地理学）